

2026年度に重点を置く疾病

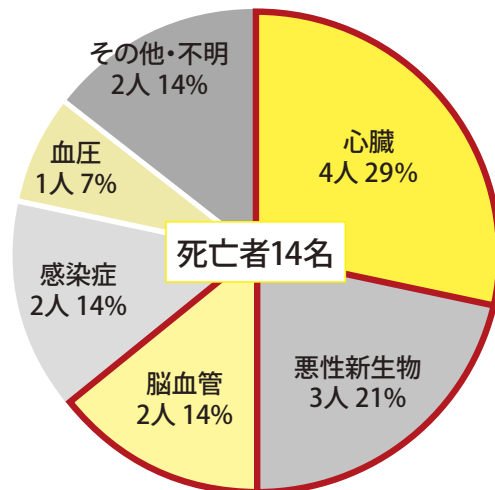
直近（2024年度）の疾病発生状況から

- ・生活習慣病に関する疾病：全体の約33%（死亡者数は約64%）
- ・熱中症：死亡者発生、前年度の発生数の2.67倍

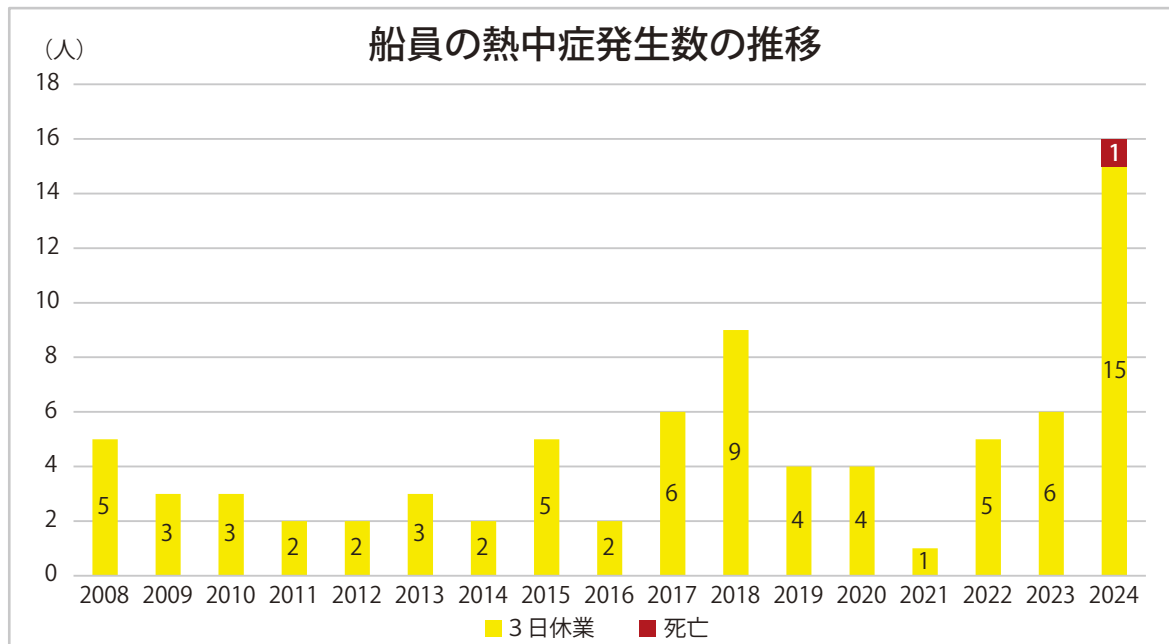
疾病の種類別発生状況
(赤枠：生活習慣病関連)

	2024 年度	
	人数	割合
感染症	91	16%
筋骨格系	91	16%
循環器系	69	12%
消化器系	65	11%
新生物	57	10%
呼吸器系	47	8%
精神行動障害	41	7%
その他	108	19%
合計	569	100%

2024年度疾病による死亡者数



船員の熱中症発生数の推移



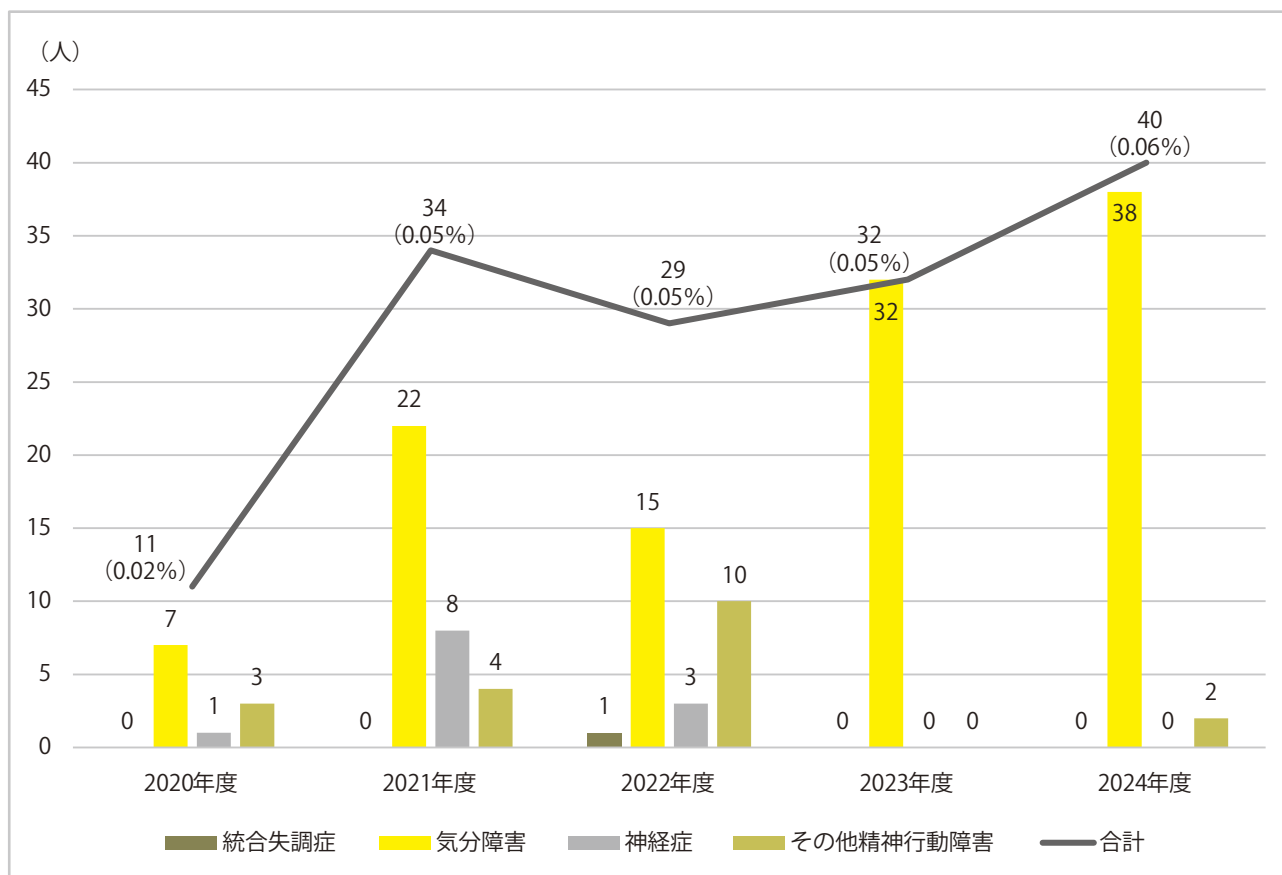
疾病による死亡は全体で14人と前年度の13人から1人増加しており、死亡者の多くが脳血管疾患や虚血性心疾患など生活習慣病が原因となる疾患です。

また、熱中症の発生は過去10年間と比較し大幅に増加しているほか、死亡も1人発生しています。厚生労働省策定の「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」などを活用し、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育などを実施しましょう。

メンタルヘルスの確保

メンタルヘルス系の疾病は全体で40人と前年度（32人）から8人増加しています。船種別では、内航フェリーが22%（9人）、官公庁船が20%（8人）、内航旅客船が17%（7人）を占めており、内航旅客船と内航フェリー、外航旅客船といった旅客を運送する船舶が全体の41%を占めています。

こうした状況も踏まえ、陸上の相談体制整備や、メンタルヘルス対策などの実施に努め、船員災害防止協会が実施する講習会の活用、全国健康保険協会が設置している健康相談窓口の利用などを進めましょう。



ハラスメントの防止

STCW条約が改正され、船舶における暴力やハラスメント（セクシャルハラスメント、いじめ、性的暴行を含む）を防止・対応するための訓練が義務化されることとなりました。

この条約改正にともなって船員法が改正され、すべての船舶所有者に、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止措置が義務化されました。全事業主は、これらハラスメントに関する相談窓口の設置、社内研修の実施等、ハラスメント防止対策を適切に講じ、船員などに対し、ハラスメント対策に関する教育を実施する必要があります。